

議員提出第三号議案

地方自治法第百条の二の規定に基づく専門的知見の活用
についての議決内容の一部変更について

標記の議案を次の理由により提出する。

理 由

令和八年八月十七日付け議員提出第二号議案をもって議決された地方自治法第百条の二の規定に基づく専門的知見の活用についての議決内容の一部を変更する必要が生じたため

令和八年九月十七日

提出者 福岡県議会議員

渡	中	江	坪	田	新	壹	井	原	新	柊	大
辺	牟	頭	田	中	開	岐	上	田	井	島	塚
勝	田	祥		雅	昌	和		博	富	徳	絹
将	伸	一	晋	臣	彦	郎	寛	史	美	博	子

福岡県議会議長 大 島 道 人 殿

地方自治法第百条の二の規定に基づく専門的知見の活用
についての議決内容の一部変更について

三 調査を委託する者を次のように改める。

三 調査を委託する者 弁護士 森山 大輔

弁護士 片山 昭人

弁護士 丸山 和大

弁護士 小林 登

弁護士 藤村 元気

弁護士 川本 日子

弁護士 松坂 典洋

弁護士 石井 謙一

弁護士 田中 広樹

弁護士 高藤 基嗣

弁護士 田部 貴大

弁護士 若杉 朗仁

弁護士 生野 悟朗

理由

福岡県議会における金銭授受問題に関して客観的かつ公正な立場から調査等を実施するため地方自治法第百条の二の規定に基づき専門的知見を活用するに当たり、調査を委託する者が確定したので、県議会の議決を求めるものである。